

条例見直し調書

作成年度

平成20年度

条例名	神奈川県の休日を定める条例		
条例番号	平成元年神奈川県条例第12号	法規集	第1編第5章第1節
所管部局室課	総務部人事課		
条例の概要	地方自治法第4条の2に基づき、神奈川県の休日を定めている。		
検討	視点	検討内容	備考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	地方自治法の規定に基づき、県の休日について規定するものであり、必要な条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	地方自治法の規定に基づき、県の休日として、原則、県の機関が執務を行わない日を定めた内容のものとして、現行の内容で有効に機能している。	
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	地方自治法の規定に基づき、県の休日について、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末、年始に限定して定めたものであり、効率的なものである。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	地方自治法の規定に基づき、県の休日について定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	地方自治法の規定に基づき、県の休日について定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
見直し結果	その他		
	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理由 現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。	特記事項
次回見直し予定	平成25年度	見直し規定の有無	有 無